

国立大学法人小樽商科大学役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の規定に基づき、国立大学法人小樽商科大学の役員の報酬の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、基本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第3条 基本給、地域手当、広域異動手当及び単身赴任手当は、その月の月額を17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日に、17日が土曜日に当たるときは16日に、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になるときは14日に支給する。

2 通勤手当は、国立大学法人小樽商科大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第16条第7項に規定する支給単位期間に係る最初の月の第1項に規定する給与の支給日に支給する。

3 期末特別手当は、6月30日及び12月10日（以下この項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。

4 寒冷地手当は、11月から翌年の3月までの第1項に規定する給与の支給日に支給する。

5 前4項にかかわらず、届け出の遅延等やむを得ない事情により、既に支給した給与に過不足が生じたときは、その日後において給与を調整することがある。

(基本給)

第4条 常勤役員の基本給月額を、次のとおりとする。

学 長 965,000円

理 事 761,000円

(地域手当)

第5条 地域手当は、職員給与規程第14条及び附則第6項の例に準じて支給する。

(広域異動手当)

第5条の2 広域異動手当は、職員給与規程第14条の2の例に準じて支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規程第16条の例に準じて支給する。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、職員給与規程第17条の例に準じて支給する。

(寒冷地手当)

第8条 寒冷地手当は、職員給与規程第29条の例に準じて支給する。

(期末特別手当)

第9条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本給の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び基本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額を基礎として、100分の170を乗じて得た額に、職員

給与規程第25条第2項の規定を準用した場合に得られる額とする。この場合において、国立大学法人小樽商科大学教員就業規則の適用を受ける者（以下「教員」という。）から引き続き常勤の役員となった者については、教員としての在職期間を常勤の役員としての在職期間に通算する。

3 前項の規定による期末特別手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を参考にし、個々の役員の業績及び勤務実績に応じて、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

（非常勤役員手当）

第10条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。ただし、理事の非常勤役員手当は、当該理事の勤務形態を考慮し、2号俸の範囲内で学長が決定する。

理事 1号俸 月額 81,000円

2号俸 月額 163,000円

3号俸 月額 217,000円

監事 月額 136,000円

（月の中途で就任又は退職した場合の報酬）

第11条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の基本給、地域手当及び広域異動手当は、それぞれの日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの国立大学法人小樽商科大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程第10条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の数を乗じて得た額を基本給、地域手当及び広域異動手当の月額から控除した額とする。

2 月の末日以外の日において退職した役員の退職当月分の基本給、地域手当及び広域異動手当は、それぞれの日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの休日以外の日数を乗じて得た額を基本給、地域手当及び広域異動手当の月額から控除した額とする。ただし、死亡した者に対する当月分の報酬は、当月分の報酬の月額を全額を支給する。

（報酬の日額）

第12条 前条に規定する日額は、当該月額を当該月の休日以外の日で除して得た額とする。

（報酬の支払方法）

第13条 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員から別に定める書面により申し出があった場合において、その役員に対する報酬の全部又は一部をその役員の預貯金口座への振込みによって支払うことができる。

3 前項の申し出を変更する場合も、同様とする。

（端数の処理）

第14条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（実施に必要な事項）

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日以前に小樽商科大学職員として一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第95号、以下「給与法」という。）の適用を受けた者から常勤の役員となった者については、その在職期間が引き続いている場合に限り、給与法の適用を受けていた期間を役員としての在職期間に通算する。

附 則

この規程は、平成16年8月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の規定の適用については、第9条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
(平成22年12月に支給する期末特別手当に関する経過措置)
- 2 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。
(平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 3 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、前項の規定により読み替えられた改正後の第9条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に常勤の役員となった者にあつては、その常勤の役員となった日)において常勤の役員が受けるべき基本給、地域手当、広域異動手当及び単身赴任手当（職員給与規程第17条第4項各号に規定する加算額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下この号において「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、常勤の役員として在職しなかった期間がある常勤の役員にあつては、当該月数から当

該期間のある月数を減じた月数) を乗じて得た額
(2) 平成22年6月1日において常勤の役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

(特例期間の給与)

第2条 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という)においては、基本給月額に当たっては、基本給月額から、基本給月額に、100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

第3条 特例期間においては、次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 地域手当 当該役員の基本給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額

(2) 広域異動手当 当該役員の基本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額

(3) 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

第4条 特例期間においては、非常勤役員手当の支給に当たっては、非常勤役員手当から、非常勤役員手当に、100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

第5条 前3条の規定により報酬及び手当の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

(平成26年12月に支給する期末特別手当に関する経過措置)

第2条 平成26年12月に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の適用については、第9条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(基本給の切替えに伴う経過措置)

第2条 平成27年4月1日(以下「切替日」という)の前日から学長又は理事であるもので、その受ける基本給が切替日の前日において受けていた基本給に達しないこととなる者には、平成30年3月31日までの間、基本給のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年3月1日から施行する。ただし、改正後の第4条及び第9条並びに第10条の規定は平成27年4月1日から適用する。

(平成27年度に支給する期末特別手当に関する経過措置)

第2条 平成27年度に支給する期末特別手当に関する第9条の適用については、同条第2項中「100分の150」とあるのは「100分の147.5」、「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

(平成28年度に支給する期末特別手当に関する経過措置)

第2条 平成28年度に支給する期末特別手当に関する第9条の適用については、同条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の150」、「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年1月1日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

(平成29年12月期に支給する期末特別手当に関する経過措置)

第2条 平成29年12月期に支給する期末特別手当に関する第9条の適用については、同条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年1月1日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

(平成30年12月期に支給する期末特別手当に関する経過措置)

第2条 平成30年12月期に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の適用については、同条第2項中「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和元年12月1日から施行する。

(令和元年12月期に支給する期末特別手当に関する経過措置)

第2条 令和元年12月期に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の適用については、同条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。